

両立支援助成金 > 中小企業両立支援助成金

## 休業中能力アップコースは廃止されます

▶現在、休業中能力アップコースでは、育児休業者または介護休業者を円滑に職場復帰させることを目的として、次のいずれかの1つ以上の職場復帰プログラムを実施した中小企業事業主に、実施内容・回数に応じて21万円を上限として支給しています。(支給機関:都道府県労働局雇用均等室)

【職場復帰プログラム】

- ①在宅講習 ②職場環境適応講習 ③職場復帰直前講習 ④職場復帰直後講習

### !! 支給対象期間と申請期限にご注意ください !!

本助成金は、**平成26年3月31日まで**に育児休業又は介護休業を開始し、かつ**平成26年9月30日まで**にその休業を終了する労働者までが対象となります。

今後の育児休業中、復職後・再就職後の能力開発については...

## キャリア形成促進助成金に「育休中・復職後等能力アップコース」が創設されました(平成26年3月1日～)

- ▶キャリア形成促進助成金の政策課題対応型訓練に、育児休業中や復職後・再就職後の能力アップのための訓練に取り組む事業主に対する支援策として、新たに「育休中・復職後等能力アップコース」が創設されました。
- ▶本コースは、中小企業、大企業ともに助成対象となります。
- ▶支給機関は都道府県労働局(※)になります。  
※雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

基本要件

- ① 育休中・復職後等能力アップコース実施計画書を作成していること。  
(休業中能力アップコースの職場復帰プログラムは該当しません。新たにキャリア形成促進助成金の支給要件に沿った訓練計画を策定していただくことが必要です。)
- ② 次の労働者に次のいずれかの訓練を受けさせること。  
ア) 3か月以上の育児休業期間中の雇用保険被保険者を対象とする自発的な訓練(通信・自宅学習も対象)  
イ) 3か月以上の育児休業取得期間終了後に職場復帰して、1年以内の労働者を対象とする訓練  
ウ) 妊娠・出産・育児により離職したが、子どもが小学校入学までに再就職した労働者に対して、再就職後3年以内に行う訓練

助成額

- 【中小企業】賃金助成:800円(1H)、経費助成:1/2(限度額:1人1コース15~50万円)  
【大企業】賃金助成:400円(1H)、経費助成:1/3(限度額:1人1コース10~30万円)

- 育児休業取得者に平成26年3月1日以降に教育訓練を実施し、休業中能力アップコース、育休中・復職後等能力アップコース両方の支給要件を満たす場合は、どちらかを選択できます。
- 育児休業取得者の休業終了日が、平成26年10月1日以降に予定されている場合は、平成26年9月30日までに実施した教育訓練であっても、休業中能力アップコースの対象にはなりませんので、育休中・復職後等能力アップコースの支給要件をご確認の上、教育訓練を実施してください。